**児童養護施設とは・・・**

　この社会には、予期できない災害や事故、また

離婚や病気など、さまざまな事情により家庭で

養育することのできない子どもたちがいます。児童

養護施設は、こうした子どもたちに、人間としての

全ての権利を保障し、健全に養育し、自立を支援す　る児童福祉法に基づく子どものための施設です。

**子どもたちの生活**

　施設は、子どもたちにとって生活の拠点となる場

所です。ここで寝食をともにし、幼稚園や学校に

通い普通に日常の生活を過ごす。そして安心して眠りにつく場所です。したがって、できる限り家庭に近い温かい雰囲気を大切にし、心身共に落ち着き、安定した生活を送ることのできるよう心がけて

います。言い換えれば**２つ目の自分の家・大家族**

**『光輝寮』**です。

**家族との関係**

 あなたは、児童養護施設をどんな所だと思っていますか？子どもたちは何らかの理由があって親と離れて生活をしている訳ですが、その親子関係・　家族関係を調整していくことも施設の大切な役割です。面会や外出、外泊などを通じて、親子の交流を積極的に図るとともに、子育てや、子どもに関する相談にも応じることで、適切な家庭の再構築が　実現するよう活動しています。また、その架け橋的な役割を担う**「光輝寮だより」**

を毎月発行しています。

**光輝寮のはじまり**

宗教法人光輝院の教化育成事業として、住職・神谷常俊（故人）が児童福祉法（昭和２３年）の施行による里親制度にて里子を養育し始めました。翌昭和２４年には財団法人として養護施設を開設し、さらに社会福祉法人へと発展し、県知事の認可を受け養護施設・光輝寮が設立されました。当初２０名だった定員も昭和３０年には５０名となり、平成１０年には児童福祉法の改正により、養護施設から**児童養護施設**に名称変更。平成２９年度より定員４２名に変更し、平成３０年度より児童の自立支援に重点を置いた地域小規模児童養護施設「かがやき」を開設しました。※令和４年度より分園型グループケアに変更しました。

**様々な活動・行事**

設立以来『**（仏）あかるく・（法）ただしく・（僧）**

**なかよく**』を生活の指針とし、子どもたちが安心して楽しく暮らすことのできるよう、様々な活動・行事が組まれています。ソフトボール・卓球・空手・サッカー・なわとびなどのスポーツ活動、ギター・陶芸・絵画・料理などの情操教育活動を始めとし、児童用のパソコンルームの開設、グループ活動・キャンプ・スキー旅行、更にボランティアの方々によるご支援や奉仕活動、また野球観戦やテーブルマナーなどの招待行事が行われ、皆様のご支援に感謝しながら、生き生きとした潤いのある生活を送っています。

**児童（・障害者）相談センターについて**

子どもの施設入所については、**児童（・障害者）相談センター**で充分検討された上で、保護者の同意を得て決定されます。施設の利用、あるいはそうした子どもにお気づきの時は、右上のセンターにご相談下さい。

**県下の児童（・障害者）相談センター**

刈　　谷　0566-22-7111

知　　多　0569-22-3939

一　　宮　0586-45-1558

海　　部　0567-25-8118

春 日 井 0568-88-7501

中　　央　052-961-7250

東 三 河　0532-54-6465

西 三 河　0564-27-2779

新城設楽　0536-23-7366

豊田加茂　0565-33-2211



|  |  |
| --- | --- |
| 施設長 | １ |
| 副寮長 | １ |
| 事務長 | １ |
| 児童指導員 | ６ |
| うち　　　　分園担当職員＜再掲＞ | ＜３＞ |
| うち基幹的職員＜再掲＞ | ＜１＞ |
| 保育士 | ７ |
| 栄養士 | １ |
| 調理員等 | ４ |
| 看護師 | ０ |
| 家庭支援　専門相談員　 | １ |
| 個別対応　職員 | １ |
| 心理療法　担当職員　　 | １ |
| 里親支援専門相談員 | １ |
| 自立支援担当職員 | １ |
| 特別指導員 | (４) |
| 嘱託医 | (２) |
| 契約職員 | (３) |
| 計 | ２６(９)  |

**職員構成**

（R７／５／１現在）

**入所児童数**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【定員】４２人 | 光輝寮 | かがやき | 計 |
| 男子 | 女子 | 男子 |  |
|  幼児　 | 3歳以下 |  |  |  |  |
| 年少 |  | 1 |  | 1 |
| 年中4 |  | １ |  | １ |
| 年長 | ２ |  |  | ２ |
| 　　小学生　16 | １年 | ３ |  |  | 3 |
| ２年 | ２ | １ |  | 　３ |
| ３年 | 　２ | １ |  | ３ |
| ４年 |  |  |  |  |
| ５年 | ２ | ２ |  | ４ |
| ６年 | ２ | １ |  | ３ |
| 中学生 | １年 |  | ２ |  | ２ |
| ２年 | １ |  |  | １ |
| ３年 | ３ | １ |  | ４ |
| 　高校生　  | １年 | ２ | １ |  | ３ |
| ２年 |  |  | ３ | ３ |
| ３年 | １ | １ | ２ | ４ |
| その他 1　 |  |  | １ | １ |
| 合計 | 2０ | 1２ | ６ | ３８ |
| ３２ |
| 一時保護 | １ |  |  | １ |
| ｼｮｰﾄｽﾃｲ/ﾚｽﾊﾟｲﾄ |  |  |  |  |

7

10



（　）は非常勤職員　＜＞ は再掲